

答 申 第 216 号  
令和4年11月11日

神 戸 市 長  
久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会  
会長 興津 征雄

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

令和4年2月2日付神行行第717号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸空港ブロック製作工事に関し、工事請負契約解除通知に至った経緯を示す一切の  
決裁文書」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が行った非公開決定は妥当ではなく、部分公開決定に変更すべきである。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求を行った。

「契約番号 E1 - 006 工事名、神戸空港ブロック製作工事（その4）に関し、令和2年11月11日付「工事請負契約解除通知」に至った経緯を示す一切の決裁文書」

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して次の公文書を特定したうえで、その全てを非公開とする決定を行った。

①「工事請負契約の解除について（伺）決裁」

②「工事請負契約の解除について（依頼）」

③「通知書」

④「通知書回答資料」

⑤「見解書」

⑥「工事請負契約解除通知（請負人宛）」

⑦「工事請負契約解除通知（工事担当課宛）」

(3) これに対し請求人は、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

(4) その後、処分庁は非公開決定処分の一部を取り消し、上記①、②及び⑥並びに⑦の公文書を公開とする処分を行ったが、引き続き、処分庁が非公開としている公文書は、③「通知書」、④「通知書回答資料」及び⑤「見解書」である。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和3年10月6日受付の審査請求書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件通知書には、本件公文書を公開しない理由について、「当該書面を公にすることにより、契約解除に至った企業の社会的評価や名誉を損なうおそれがあり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため（条例第10条第2号ア該当）」と書かれているが、請求された文書を公開しない合理的な理由たりえておらず、本件不開示決定は不当である。

(2) 本件契約解除に至った企業は、本件契約解除にともなって指名停止処分を受けており、この指名停止処分によって、当該法人の社会的評価や名誉はすでに大きく損なわれており、また、当面の間、神戸市のみならず兵庫県下の公共工事を受注する

機会を事実上失うこととなっている。請求された文書の公開によって、当該法人が社会的評価や名誉をこれ以上損なうおそれはなく、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれもない。

- (3) 本件契約解除は、当該法人が本件工事に着工し、ブロック製作工が実際に開始された直後に決定されるという異例な出来事だった。当該法人に通知された本件契約解除通知においては、「工事完成の見込みが明らかでない」ことがその理由とされているが、その「明らかでない」ことの具体的事実や理由は明示されていない。仮に、当該法人の工事着工が遅れたことからみて契約期間内に工事が完了する見込みがないと判断したということの意味するのだとすれば、その判断は早計である。本件契約解除が通知された2020年11月11日時点においては、ブロック製作工は順調に推移進行しており、残りの工期はおよそ4か月半(2020年11月11日から2021年3月31日まで)もあり、完成される十分な時間的余裕があった。ちなみに、本件通知書に基づき公開された公文書によれば、本件契約解除後に、再度の入札を経て、処分庁と別法人が本件工事の新規契約を交わしたのは2020年12月21日であり、別法人が実際のブロック製作工を着工したのは同月同日以降のことである。つまり、別法人はほぼ3か月の期間で本件工事を完成させている。

ブロック製作工の性質からみて、当該法人と別法人の施工能力にさほどの差があるとはいえない。別法人が3か月で完了できる工事を、当該法人が1か月も多い4か月のうちに完了できないとは、よほどの事情がなければ判断できないはずである。このように、処分庁が「工事完成の見込みが明らかでない」と判断した手続きの透明性と公正さは、請求人が請求した上記公文書を公開することによって検証されるべきである。

- (4) 処分庁は、追加公開通知書により、本件公文書のうち、追加公開公文書については、「本件通知書の「公開しない部分とその理由」に誤りがあったため。」との取消理由により公開すると通知してきたが、「見解書」、「通知書」及び「通知書回答資料」(以下「非公開公文書」という。)は依然として公開を拒否されている。本件処分において、追加公開公文書を公開しないとした理由にどのような誤りがあったのかは具体的にはなにも示されていない。他方、非公開公文書については、なぜ本件通知書を公開しないとした理由が依然として正しいのかも具体的には分からない。前者と後者の公文書は本件契約解除の一連の手続きにおいて作成されたものであり、公開する、公開しないの線引きと根拠は極めて不透明といわざるを得ない。請求人は、処分庁が、本件契約解除において、「工事完成の見込みが明らかでない」と判断した手続きの透明性と公正さを確認するために公文書公開請求を行ったが、判然としない理由で一部は公開するが、その他はこれまた判然としない理由で不開示のままという処分には到底納得することができない。「工事完成の見込みが明らかでない」という以上は、「明らかでない」と判断した客観的な根拠と理由が明確でなければならず、恣意的な判断で契約解除がなされるなどありえない。

- (5) 弁明書において処分庁が述べた「本件処分の理由」は、本件通知書に記載された

内容を繰り返しているにすぎない。当該法人は処分庁の公共工事を受注するに十分な資格があると処分庁が判断したからこそ処分庁も本件工事を発注したにもかかわらず、工事途中で契約を解除され、しかも指名停止処分まで受けているのであるから、その処分以上に「当該企業の社会的評価や名誉を損なうおそれ」などありえない。

処分庁の弁明は、当該法人の社会的評価や名誉を守るためと口実を設けて、処分庁のなした本件契約解除の透明性と公正さを検証する市民の権利を奪うものである。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和3年12月7日受付の弁明書、令和4年6月27日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 「神戸空港ブロック製作工事（その4）に関し、令和2年11月11日付「工事請負契約解除通知」に至った一切の決裁文書」のうち処分庁が非公開とした公文書には、契約解除に至った経緯や請負業者からの提出資料が含まれており、当該文書が公開された場合、契約解除に至った企業の社会的評価や名誉を損なうおそれがあることから、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第10条第2号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当すると判断した。
- (2) 請求人は審査請求書の審査請求理由において「本件契約解除にともなって指名停止処分を受けており、この指名停止処分によって、当該法人の社会的評価や名誉はすでに大きく損なわれており（中略）請求された文書の公開によって、当該法人の社会的評価や名誉をこれ以上損なうおそれはなく、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれもないというべき」と主張するが、当該指名停止処分による影響と、請求された当該文書が公開された場合に発生する影響は同一ではない。指名停止処分については、ホームページにおいて指名停止を行っている企業を指名停止期間中公表しているが、公表内容は企業名、指名停止期間及び理由のみであり、指名停止理由についても「正当な理由なく契約解除に至った」ことのみ記載し詳細は記載していない。また、神戸市の指名停止処分のみで、請求人が主張する「兵庫県下の公共工事を受注する機会を事実上失う」ということも通常は起こり得ない。一方、請求された文書が公開された場合、その経緯などが公開されることから、なお当該法人の社会的評価や名誉を損なうおそれがあり、本件処分は適当である。
- (3) 請求人は、審査請求書において、本件公文書を公開することによって手続きの透明性と公正さは検証されるべきと主張している。公文書は原則公開されるべきものではあるが、一方で公開されることが不適当な文書については範囲を限定したうえで非公開としている。本件公文書のうち、なお非公開と決定している文書については、条例の定めに基づき、公文書を公開しなければならない事由に該当しないと判断したものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件の争点について

処分庁は、本件請求に対して「通知書」、「通知書回答資料」及び「見解書」を公開することになれば、契約解除に至った企業の社会的評価や名誉を損なうおそれがあり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するため、条例第10条第2号アに該当するとして非公開としている。したがって、本件の争点は、上記の公文書の条例第10条第2号アの該当性についてである。

以下、検討する。

### (2) 条例における公文書の公開について

本市条例における情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を行い、及び市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加及び協働のまちづくりを推進することを目的としている。

制度の運用にあたっては市政の透明性を確保するために原則公開とするが、例外として条例第10条各号に該当する情報に限り、非公開とすることができる。

### (3) 本件公共工事について

処分庁の主張によれば、本件請求の対象とされている公共工事は、護岸復旧工事に必要な消波ブロックの製作工事であり、令和2年度に入札を行った結果、特定法人と契約締結をしたものの、契約の直後から計画どおりに施工が進まず、当該法人から遅滞理由の説明もなく、施工計画の修正を求めても実現可能なスケジュールの提出がなかったため、最終的に契約解除に至ったとのことであった。

一般的に、公共工事は、多額の税金等を投入して実施することになるのであるから、仮に公共工事に関する情報公開請求があった場合、契約手続、施工計画、施工状況及び工事費の執行等に関する情報はもとより、本件のような契約解除に至った事案においても、基本的には公益性の観点からその経過について透明性が求められるものと考えられる。

そのような考えをもとに、以下において、処分庁が非公開とした公文書の非公開事由の該当性について検討する。

### (4) 通知書の非公開情報の条例第10条第2号アの該当性について

処分庁の主張によれば、通知書は、ブロック製作工及び運搬工を完成する実現可能性について当該請負業者に説明を求めため、説明に必要な資料の提出について通知した公文書であり、公にすることにより、契約解除に至った企業の社会的評価や名誉を損なうおそれがあり、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、非公開としたとのことであった。

審査会が通知書を見分したところ、通知書は当該法人に対して、工程計画表、資機材調達先との契約書、工程計画表の実現可能性を示す資料、人員計画表及び人員名簿の提出を求める公文書であり、提出がない場合は契約を解除する旨の予告をする公文書であることが認められる。

通知書は、本件の工事請負契約の契約解除に至る前段階で処分庁が契約解除を予告し、一定の手続を経ながら契約解除が行われたことを明らかにするものであり、処分庁において、別途、公開決定している工事請負契約解除通知書と同様に、公益性の観点から公開が要請されるものと考えられる。

なお、通知書中に資機材調達先の企業名が記載されているが、本件情報は当該法人の取引先に関する情報であり、条例第 10 条第 2 号アに該当するものと認められるため、非公開とすることが妥当であるが、その余の部分については、条例第 10 条第 2 号アに該当しないため、公開すべきである。

(5) 通知書回答資料の非公開情報の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

処分庁の主張によれば、通知書回答資料は、処分庁が発出した通知書を受けて当該法人から提出された資料であり、取引先との注文内容、工程スケジュール、現場配置図、使用する機械、取引先との契約書などが含まれており、公開することになれば、契約解除に至った企業の社会的評価や名誉を損なうおそれがあるため、条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開とした。また、施工についての工程スケジュール、現場配置図、使用する機械といった情報は、各々の業者の施工ノウハウであり、公開することを前提として提出を求めた資料ではなく、当該法人の製作等の技術に関する情報であるため、非公開としたとのことであった。

審査会が通知書回答資料を見分したところ、資料の内容としては、工事打合簿、注文の確認書、工程スケジュール表、作業員名簿、現場配置図、現場写真及び資機材の賃貸借契約書であることが認められる。

これらの公文書中、注文の確認書及び資機材の賃貸借契約書は、当該法人の第三者との取引に関する情報であって、条例第 10 条第 2 号アに該当するものと認められるため、非公開が妥当である。その余の部分について見分したところ、当該法人としての秘密の技術的知識や経験が表出した情報とは言いがたく、また、処分庁による非公開理由の説明も抽象的なものに止まり、当該法人の社会的評価や名誉等法的保護に値する権利利益を損なう蓋然性があるとまでは認められない。

したがって、注文の確認書及び資機材の賃貸借契約書以外の公文書については、条例第 10 条第 2 号アに該当しないため、公開すべきである。

なお、処分庁の非公開理由には条例第 10 条第 1 号の主張はないが、工事打合簿には特定個人の印影が、作業員名簿及び現場配置図には特定個人の氏名が記載されており、また、現場写真には作業員の容貌が掲載されている。これらの情報は、特定個人が識別されもしくは識別されうる情報であることが認められるため、あらためて条例第 10 条第 1 号の該当性を判断すべきである。

(6) 見解書の非公開情報の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

処分庁の主張によれば、見解書は、通知書回答資料の提出を受けて所管課が作成した公文書であり、通知書回答資料の内容からは、期限までに完成する見込みがないと判断せざるを得ないと判断した根拠を示す公文書である。この種の情報は、公にすることにより、契約解除に至った企業の社会的評価や名誉を損なうおそれがある

り、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するとして非公開としたとのことであった。

審査会が見解書を見分したところ、当該法人からの資料提出の有無、工程表及び現場配置図による実現可能性の評価、並びに資機材調達の実現可能性の評価が記載されている。

本件公共工事は、当該法人との間において契約解除に至った案件であるが、どのような理由によって契約解除するとの判断に至ったのか、処分庁の評価が適正であったかどうかについては、説明責任が求められるところであり、公共工事の透明性を確保する観点で、公開が要請されるものと考えられる。

処分庁は、見解書を公開すれば当該法人の社会的評価や名誉を損なうおそれがあるとしているが、当該法人が公共工事を請け負った立場である以上、契約解除の具体的な理由が公開されることについては、公益性の観点から受忍されなければならない。

なお、見解書中に資機材調達先の企業名が記載されているが、本件情報は当該法人の取引先に関する情報であり、条例第10条第2号アに該当するものと認められるため、非公開とすることが妥当であるが、その余の部分については、条例第10条第2号アに該当しないため、公開すべきである。

#### (7) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
令和3年10月6日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
令和3年12月7日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和4年2月2日	—	* 諮問書を受理
令和4年3月15日	第342回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和4年4月18日	第343回審査会	* 審議
令和4年5月20日	第344回審査会	* 審議
令和4年6月27日	第345回審査会	* 審議
令和4年8月10日	第346回審査会	* 審議
令和4年9月1日	第347回審査会	* 審議
令和4年10月6日	第348回審査会	* 審議